よくある質問（Q＆A）

1．利用できる児童の要件について

Q1. 勤務時間が午後 3 時までですが、来年度、新 1 年生のため、4 月と 5 月は早帰りの下校時刻に間に合わず家に帰れません。この期間だけ通年（平日）の利用は可能ですか？
A1.通年（平日）の利用条件として、午後 4 時以降まで勤務していることが必要です。そのため、勤務時間が午後 3 時までの場合は、通年（平日）の利用はできません。

Q2. 妻が自宅で内職をしています。この場合、放課後児童クラブを利用できますか？
A2. 放課後児童クラブは、留守家庭の児童をお預かりする制度です。自宅で内職をしている場合は保育が可能とみなされるため、ご家庭での保育をご検討ください。なお、検討の結果、どうしても保育が困難な事情がある場合には、担当課へご相談ください。

Q3.祖父母と同居しています。子どもは小学校 2 年生で、両親は共働きです。祖父母が畑仕事のため、児童の帰宅時に家が留守になることが多いです。この場合、放課後児童クラブを利用できますか？
A3. 祖父母の畑仕事が家庭菜園程度であれば保育は可能とみなされるため、放課後児童クラブは利用できません。その場合、お子様の帰宅時間までに畑仕事を終えるなど、ご家庭での保育に努めていただきたいと思います。ただし、農業を生業としているなど、家庭での保育が不可能な場合は利用可能です。その際は、就労・復帰（予定）証明書や申立書を提出し、耕作地の面積等が分かる書類も併せてご提供ください。

Q4. 父親は早朝から夜まで勤務し、母親は午前 9 時から午後 1 時までのパートをしています。この場合、夏休みや冬休みなどの長期休暇期間中に放課後児童クラブを利用することは可能ですか？
A4. 可能です。夏休みや冬休みなどの長期休暇期間中については、正午以降も仕事等で家庭が留守になっていることが利用条件となります。この条件を満たしているため、利用することができます。

Q5. 祖父母が同じ町内に住んでいますが、同居もしておらず家が隣接しているわけでもありません。この場合、放課後児童クラブを利用できますか？
A5.利用可能です。ただし、ご家族内での保育が可能かを十分検討してください。

Q6. 我が家は自営業で、自宅から離れた事務所で仕事をしています。この場合、放課後児童クラブを利用できますか？
A6. お子さまの下校後、事務所で保育が可能な場合には放課後児童クラブは利用できません。ただし、事務所が自宅から遠方にあるなどの理由で、平日週 3 日以上にわたり保育が困難な場合は利用可能です。その際は、具体的な状況をご相談ください。

Q7. 我が家は自営業で、自宅兼事業所となっています。この場合、放課後児童クラブを利用できますか？

A7.放課後児童クラブは、留守家庭の児童をお預かりする制度です。自宅兼事業所の場合、児童が家庭内で過ごせる環境が整っていると考えられるため、原則として利用はご遠慮いただいております。ただし、どうしても保育が困難な事情がある場合は、その状況を詳しく記載した書面を提出して申請してください。

Q8. 祖父母が同居・隣接していますが、高齢であり、子どもを預けることが負担になっています。この場合、放課後児童クラブを利用できますか？

A8. 放課後児童クラブは、留守家庭の児童をお預かりする制度です。同居・隣接の祖父母が保育を行うことが困難な場合、まずはご家族でご相談し、可能な限りご自宅での保育をお願いいたします。ただし、どうしても家庭での保育が難しい事情がある場合は、その状況を詳しく記載した書面を提出して申請してください。 祖父母は 75 歳未満の方に関しては保育の必要性の証明をご提出いただきます。

Q9. 母親は専業主婦ですが、実母（別居）の介護のため、ほぼ毎日外出しています。この場合、放課後児童クラブを利用できますか？

A9. 実母の介護により、1 か月のうち 15 日以上、または平日週 3 日以上、午後 4 時以降（長期休暇の利用の場合は正午以降）に家庭を留守にし、お子様の保育ができない場合は利用可能です。その際は、家庭での保育が困難な状況を詳しく記載した書面をご提出ください。場合によっては診断書やケアプランの写しなどの証拠書類をいただく場合がございます。

Q10. 妻が自宅にいますが、障がいがあるため、子どもの面倒を見ることが負担になっています。この場合、放課後児童クラブを利用できますか？

A10. ご家族でご相談いただき、可能な限り自宅での保育に努めていただくようお願いいたします。ただし、障がいによって家庭での保育が困難な場合は、その状況を詳しく記載した書面を提出して申請してください。申請時には、障害者手帳などの写しも併せてご提出ください。

Q11. 私たちの家族は両親と一人っ子の 3 人家族です。放課後児童クラブのお迎え時間である午後 6 時 30 分までに迎えに行くことができません。この場合、放課後児童クラブを利用できますか？

A11. 放課後児童クラブでは、午後 6 時 30 分までの迎えが利用条件となっております。この時間にお迎えいただけない場合は、利用することができません。円滑な事業運営のため、時間厳守を条件とさせていただいておりますのでご了承ください。

Q12. 母親が妊娠中です。出産後 8 週間が経過すると、放課後児童クラブを退室する必要がありますか？

A12. 出産後 8 週間が経過し、育児休暇などで家庭にいる場合は、月末をもって退室いただくことになります。ただし、産後すぐに職場へ復帰される場合は、復帰する旨を証明する就労証明書を提出いただければ、継続して利用が可能です。

Q13. 利用要項に記載されている「クラブの管理運営上又は生活指導上支障があり」とはどういう状況ですか？また、「身体虚弱等のため保育に堪えない」とはどういう状況ですか？

A13. 「クラブの管理運営上又は生活指導上支障があり」とは、集団活動を乱す行動を指します。具体的には、クラブ内でのルールを守らない、指導員の注意を聞かない、または他の児童にケガを負わせるなどの行動をする場合を示します。クラブは集団活動を基本として運営されているため、勝手な行動が続くと指導員がその児童にかかりきりになり、他の児童の安全を十分に確保できなくなる恐れがあります。「身体虚弱等のため保育に堪えない」とは、集団行動の中でクラブの活動に参加することが著しく困難な状態を指します。例えば、頻繁に倒れるなどの健康上の問題があり、常時補助が必要で指導員が目を離せない状況が継続する場合です。

Q14. 利用要項に記載されている「※3 児童が家庭等で安全に過ごすために必要な要求を満たす程度の養護」とは何を指しますか？

A14. これは、児童が家庭で安全に過ごすために必要な、基本的な養護の提供を指しています。具体的には、保護者等が児童を見守り、病気・ケガ・空腹などの訴えがあった際に、児童の安否を確認したり、一定の要求に応じたりすることができる状況のことです。ただし、その内容にはつきっきりで遊ぶことや勉強を教えることは含まれていません。

Q15. 年度途中で家族の状況や仕事が変わった場合、どのような手続きをすればよいですか？

A15. 以下の状況に応じて必要な手続きを行ってください。

勤務先が変わった場合

新しい勤務先の就労証明書を作成してもらい、提出してください。

勤務形態を変更した、退職した場合

クラブ利用の要件を満たさなくなった場合は、直ちに「美濃加茂市放課後児童クラブ利用（中止・変更）届」を提出してください。

世帯構成や住所が変わった場合

ご結婚や離婚などで世帯構成や住所が変更された場合は、改めて利用申請書を提出してください。

ご結婚やパートナーとの同居により就労者が増えた場合

新たに就労される方の就労証明書も併せて提出してください。

2. 開設場所と定員について

Q16. 各クラブとも定員を満たした場合、それ以上利用することはできませんか？

A16. 各クラブでは、限られたスペース内で児童の安全な保育を確保する必要があるため、定員を設けています。定員を超えた申し込みがあった場合は、学年や家庭の状況、就労時間により順次ご案内いたします。

Q17. 夏休みなどの長期休暇期間中も定員はそのままですか？

A17. 学校内で他の教室を使用できる場合など、一時的に定員を拡大することがあります。

Q18. 加茂野小学校に通学しています。児童館クラブと加茂野小学校クラブのどちらに入所することになりますか？
A18. 入所先は地区や学年によって一律に分けるわけではなく、許可を受けた児童を児童館クラブと加茂野小学校クラブへ学年が均等になるよう調整して分けています。そのため、申込時に希望するクラブを指定することはできません。 すでにどちらかのクラブに在籍している場合、翌年度も基本的に同じクラブに決定します。

Q19. 小規模特認校制度で三和小学校に通う場合、どこのクラブに入所することになりますか？
A19. 三和小学校に通う場合、伊深小学校区放課後児童クラブを利用することになります。三和小学校と伊深小学校区では合同で保育を行っています。授業終了後、スクールバスで伊深小学校まで移動しますので、お子様のお迎えは伊深小学校でお願いいたします。

3. プランと保育料金について

Q20. 年度途中でプランを変更することはできますか？
A20. プランの変更は可能です。変更を希望される場合は、その前月の 20 日までに「放課後児童クラブ利用（中止・変更）届」をご提出ください。オンラインでの申請も可能ですので、ぜひご活用ください。

Q21. 通年利用（月～金①）で申し込んでいますが、急に仕事が入り 1 日だけ土曜日の利用をお願いすることはできますか？
A21. 1 日だけの土曜日利用はできません。急な事情の場合は、「ファミリーサポート」などの地域サービスを活用して対応いただくようお願いいたします。 また、今後土曜日も仕事がある見込みの場合は、前月 20 日までに新たな「放課後児童クラブ利用（中止・変更）届」を提出し、利用区分の変更を申請してください。

Q22. 母子家庭です。保育料の減免を受けることはできますか？
A22. ひとり親家庭という理由だけでは保育料の減免を受けることはできません。保育料減免の対象となるのは、生活保護世帯または就学援助（準要保護）の支給対象世帯、住民税非課税世帯のいずれか該当する場合です。就学援助を利用する際は別途申請が必要となりますので、詳しくは担当窓口にご相談ください。

Q23. 保育料をコンビニエンスストアで支払うことはできますか？
A23. 納付書にてコンビニエンスストアでの支払いに対応しております。詳細は担当窓口までお問い合わせください。

Q24. プランを変更したり退室したりする際に、「前月の 20 日まで」に手続きを完了できず、期日を過ぎてしまった場合、翌月分の保育料は必ずかかりますか？
A24.原則前月の20日までに手続きをお願いいたします。保育料は日割り計算がございますので使用した日数によって保育料を決定します。（通年プラン）詳細は担当課までご相談ください。

Q25. 1 回も利用しなかった場合でも、保育料はかかりますか？
A25. 利用がなかった場合でも、「中止届」の手続きが行われおらず、クラブに在籍している場合、保育料は発生します。そのため、利用予定がなくなった際には速やかに中止の手続きをお願いいたします。

Q26. 放課後児童クラブを中止する。利用しない。と支援員の先生に言いました。この場合、中止手続きは完了しますか。保育料はかかりますか。
A26. 各クラブにて、支援員の先生に中止の旨を伝えるだけでは、中止の手続きは完了していません。中止届を市に提出して中止の手続き完了となります。中止の手続きが正式に完了しなければ、保育料は発生します。

Q27. 保育料の日割り計算は対応していますか？
A27. 保育料は月途中での入室または退室の場合に限り、日割り計算を行っています。詳細は担当課にお問い合わせください。

Q28. 預金残高不足などで口座振替ができなかった場合、保育料は翌月分と合わせて引き落としされますか？
A28. 口座振替は毎月月末に 1 回のみ行います。振替ができなかった場合、翌月末に督促状を送付します。届いた督促状にて市役所の窓口または金融機関にて納付をお願いしております。また、口座振替不能を防ぐため、残高不足にならないようご確認をお願いいたします。

Q29. 口座振替登録の手続きはどこで行えばよいですか？
A29. 口座振替登録の手続きは口座振替を希望する金融機関窓口で行ってください。なお、小学校で行う口座振替登録手続きとは別となりますので、放課後児童クラブの口座登録については直接金融機関でお手続きいただく必要があります。

Q30. 口座振替登録した口座を別の口座に変更することは可能ですか？
A30. 口座の変更は可能です。新しく登録したい口座の金融機関窓口にて再度登録をお願いいたします。

4. 開設する時間について

Q31. 仕事が午後 4 時 30 分に終わり、午後 5 時には帰宅します。子どもを午後 6 時 30 分まで預かってもらうことはできますか？
A31. クラブの開設時間は午後 6 時 30 分までですが、仕事が終わり次第、できるだけ早くお迎えに来ていただくようお願いしております。保護者の方がご家庭での保育が可能な日や時間についてはクラブの利用をお控えいただき、保育環境の維持にご協力いただきますようお願い申し上げます。

5. 放課後児童クラブに関する質問と回答

Q32. もし午後 6 時 30 分までにお迎えができない場合、どうしたらよいですか？
A32. 原則午後 6 時 30 分までにお迎えにお越しください。午後 6 時 30 分までにお迎えができないときは、親類縁者（18 歳以上）、友人、送迎サービスなど、代わりにお迎えが可能な方を手配してください。例えば、ファミリーサポートなどの地域のサービスを活用して代わりにお迎えをお願いすることも可能です。その際、必ずクラブへ連絡をお願いします。 なお、午後 6 時 30 分までのお迎えが難しい状況が継続的に発生すると判断された場合は、利用の中止を検討する場合があります。クラブの公平な運営のため、皆さまのご協力をお願いいたします。

Q33. 土曜日に参観日があり、翌月曜日が振替休日になった場合、クラブは開設されますか？
A33. 基本的に、振替休日となる学校休業日の場合は午前から夕方までの「1 日保育」を実施いたします。ただし、詳細は各クラブによって異なる場合がありますので、具体的な開設状況については直接クラブにお問い合わせください。

Q34. 同小学校で通う小学生や高校生、大学生のきょうだいが迎えに行くことは可能ですか？
A34. 18 歳未満の方のお迎えは不可です。やむを得ないご事情がある場合は、担当までご相談ください。

6. 受付期間、提出書類、提出場所等について

Q35. 放課後児童クラブの利用は「早い者順」ですか？
A35. 新年度受付期間内（令和 8 年 12 月 14 日～令和 9 年 1 月 15 日）に申請された場合は、申し込みの早い順に利用許可を決定することはありません。公平に審査を行います。ただし、新年度受付締切以降の申請については、「学年や家庭の状況、就労時間等」により利用許可いたします。

Q36. 新 5 年生や新 6 年生も申請できますか？
A36. すべての小学校区で 1 年生から 6 年生までの児童が申請可能です。

Q37. 新年度受付期間内に申請しなかった場合、申請を忘れていた場合は受付してもらえませんか？
A37. 申請の受付は随時行っております。ただし、新年度受付期間以降の申請については「学年や家庭の状況、就労時間等」にて優先順位を判定し、利用許可いたします。また、新年度受付期間内の申し込み者で定員を超えた場合は待機となる可能性があります。必要書類を整えてからスムーズに申請できるよう、事前の準備をお願いいたします。

Q38. 年度の途中から仕事を始めることになりました。クラブの申し込みはできますか？
A38. 申し込みは随時可能です。利用希望先のクラブの受け入れ状況を確認し、受け入れが可能な場合は、原則として申請した月の翌月から利用開始となります。ただし、すでに満員で受け入れができない場合には、利用開始までお待ちいただくことになります。詳細は担当課にお問い合わせください。

Q39. 年度の途中から随時入所の申し込みをした場合、すぐに利用できますか。
A39. すぐに利用できるかは不明です。毎月随時申し込みの締め切りは20日です。20日以降に利用希望先のクラブの受け入れ状況を確認し、受け入れが可能な場合は、原則として申請した月の翌月から利用開始となります。ただし、すでに満員で受け入れができない場合には、利用開始までお待ちいただくことになります。

Q40. 郵送で申請することはできますか？
A40. 郵送での申請は受け付けておりません。ただし、オンライン申請が可能ですのでぜひご利用ください。なお、書類に不備や不足がある場合、必要な書類が整った日を受付日といたしますので、十分にご注意ください。

Q41. 申請書を家に郵送してもらうことはできますか？
A41. 申請書の郵送対応は行っておりません。申請書は、各クラブや担当課で直接お受け取りいただくか、市ホームページからダウンロードしてください。ご不明点があればお問い合わせください。

Q42. 現在働いていませんが、4 月から就職が内定しています。就労証明書を提出できない場合はどうすれば良いですか？
A42. 就労証明書に「就労予定」と記載していただき、内定先から証明書を発行してもらうよう依頼してください。その証明書を申請書に添付して提出してください。 就労証明書をご提出いただけない場合は申請はできません。

Q43. 現在育休中で、クラブを利用できませんが、6 月 1 日から仕事に復帰する予定です。その場合、6 月 1 日から利用をしたいのですが、申請はどのようにすればよいですか？
A43. 就労等証明書に「6 月 1 日復帰予定」と明記していただき、勤務先から証明書を作成してもらってください。その証明書を申請書に添付し、提出してください。

Q44. 以前クラブを利用した際に口座振替を手続きしましたが、どの口座が登録されているか確認することはできますか？
A44. 以前クラブを利用された場合、振替が行われた口座は通帳の振替記載欄で確認できる可能性がありますのでご確認ください。それでも不明な場合は、担当課の窓口にお越しいただければ確認いたします。窓口へお越しの際は、必ず身分証明書（運転免許証やパスポートなど）をご持参ください。

Q45. 現在求職中で、3 月頃までに仕事を見つける予定です。受付期間内に申請することはできますか？

A45. 申請時に就労している（内定を含む）場合、受付が可能です。ただし、未定（保護者の希望や予定に基づくもの）の場合は申請を受け付けることはできません。内定を得たうえで申請してください。なお、一人親家庭の方については、求職中でも申請可能です。詳しくは担当課までお問い合わせください。

Q46. 年度途中に夏休みに申し込みをすることは可能ですか？いつまで申し込み可能ですか？

A46. 年度途中の夏休みの申し込みは可能です。夏休み利用の最終申込日は6月20日です。

7. 入室の決定について

Q47. いつごろ利用が可能かわかりますか？

A47. 新年度受付期間内に提出された申請については、受付期間終了後に審査を行います。利用が許可された方には、2 月下旬ごろに「美濃加茂市放課後児童クラブ利用許可書」を郵送する予定です。待機となった場合についても、同時期に郵送でお知らせいたします。

Q48. 「待機」になった場合、待機の順番は抽選で決められるのですか？

A48. 待機の順番は抽選では決めません。厚生労働省からの「優先利用について」の通知などを参考にしながら、各ご家庭の事情を総合的に考慮して決定いたします。

Q49. 「待機」になった場合、他のクラブに空きがあるときは早い者順で利用決定となりますか？

A49. 各クラブはその学校区に通う児童を対象にしているため、学校区が異なる児童については利用できません。他のクラブへの利用は基本的に受け付けておりません。

Q50. 「待機」になった場合、いつから利用可能になるのか教えてください。

A50. 利用可能となる時期については正確にお答えすることはできません。クラブと常に連携し、受け入れが可能となった時点で順次対応いたします。利用可能となった際には速やかにご連絡いたしますのでお待ちください。

8. 保険の加入について

Q51. 傷害保険の加入には別途保険料が必要ですか？

A51. 傷害保険は事業者が加入手続きを行います。そのため、利用者の方から別途保険料を請求することはございません。

9. 申請書の書き方について

Q52. 「保護者氏名」欄には父親と母親、どちらの名前を記載すればよいですか？

A52.「保護者氏名」欄には可能な限り児童手当受給者を記載ください。ただし、過去にクラブを利用されたことがある場合は、以前の申請時に記入された保護者氏名と同じ方の名前をご記入ください。 なお、保護者が変更された場合、再度振替口座の登録が必要になります。

Q53.「利用開始希望日」欄にはどのように記入すればよいですか？プラン①・①′・②・②′（通年利用）、③・④（夏休みのみ）、⑤・⑥（長期休暇期間）について、それぞれ記入方法を教えてください。なお、夏休みの開始日がまだ分かりません。

A53.「利用開始希望日」欄には実際にご利用を開始する具体的な日付を記入してください。以下に例を示します。

・通年利用（プラン①・①′・②・②′）および春・夏・冬休みプラン（プラン⑤・⑥）

（例）2027 年 4 月 1 日、2027 年 4 月 8 日

日割り計算となりますので、実際に利用を開始する日をご記入ください。

・夏休みのみ（プラン③・④）

（例）2027 年 7 月 21 日

詳細が不明な場合は、担当窓口までお問い合わせいただくか、記入後に再確認を行うことをお勧めします。

Q54.「迎えに来る人」欄には誰を記入すれば良いですか？

A54. 主に迎えに来る保護者や、迎えを担当されるご家族の方などを記入してください。ご家族以外の方が迎えに来る場合は、事前にクラブへご相談ください。 ただし、20歳未満の方は原則不可となります。

Q55. 利用申請書に別居している祖父母について記入が必要なのはなぜですか？また、市内に住居がある場合、クラブを利用できないのですか？

A55. 別居している祖父母についての記入は、利用者の方に適切に放課後児童クラブを利用していただくためです。住所が別であっても、実際には隣接して居住している場合などがありますので、そのような場合には祖父母の就労証明書等の書類が必要となります。 市内に祖父母の住所がある場合でも申請は可能です。ただし、一度ご家族全体で児童の保育が可能かどうかをご検討いただいたうえで、保育が難しい場合に申請を行ってください。

Q56. 利用申請書を記入する際、注意するべきポイントはありますか？

A56. 以下の点にご注意ください。

記入するペン 黒または紺色のボールペンをご使用ください。（フリクションなど、熱で文字が消えるペンの使用は不可）

ご希望プランの記入確認 記入内容に誤りがないようご確認ください。申請後に修正が要な場合は、速やかにご連絡ください。なお、入所審査後にプランの変更があると、待機となる場合があります。

書類の不備について 提出書類に不備がある場合、再度窓口へお越しいただいたり、追加書類をご提出いただいたりすることがございます。書類が整った時点で審査が行われますの

で、提出前に内容をご確認ください。 利用申請書の記入方法や必要書類についてご不明点がある場合は、担当課まで遠慮なくご相談ください。

10. 留意事項チェックシートについて

Q57. 放課後児童クラブの利用を促進する意図が感じられないのですが、このチェックシートを確認する必要がある理由は何ですか？

A57. このチェックシートは、放課後児童クラブの利用が本当に必要かを改めて考えていただくため、また利用に際し注意していただきたい事項をご確認いただくためにご用意しています。本事業の適正な運営を図るために必要なものですので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

Q58. チェックシートは保管しなければいけませんか？

A58. 必ず保管していただく必要はございません。ただし、事業運営を進めるに際して、皆さまのご理解とご協力が必要となります。市のホームページにデータを掲載していますので、必要に応じて随時ご確認いただける状態にしていただければ問題ございません。

11. オンライン申請について

Q59. オンライン申請の手順や必要なものについて教えてください。

A59. オンライン申請を行う手順は以下のとおりです。

1. **入力フォームへのアクセス方法**
   11 月の広報や利用案内に記載されている QR コードをスマートフォンなどで読み取るか、市ホームページの「令和 9 年度放課後児童クラブ案内」よりアクセスしてください。
2. **入力内容と書類の送信**
   入力画面の指示に従い、必要な申請内容を入力してください。その後、就労証明書などの必要書類の画像を添付し、送信してください。
3. **注意事項**
   ・審査時に、添付された画像が不鮮明であったり、添付漏れがある場合は、改めて書類の提出をお願いすることがございます。申請後も、就労証明書など申請に使用した書類は必ず大切に保管してください。
   ・一度送信されると修正は不可です。申請内容に不備があった場合、担当課にご連絡ください。

Q60. 従来の紙面による申請とオンライン申請の違いはありますか？

A60. 申請に必要な準備内容は、従来の紙面による申請と変わりありません。オンライン申請を選択された場合でも、書類の準備方法などは同様ですので、事前にご確認ください。

＜お問い合わせ＞
美濃加茂市健康こども部こども未来課
電話：0574-25-2111（内線 387）